

会報

2009.12



平成20年度現場見学1

宮崎工業高等学校1年生

(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橋通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyanazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyanazaki-kenkyo.or.jp

見学施設：県営住宅花ヶ島団地5号棟建築現場（吉原・丸宮・四本JV）

ランバー宮崎工場

東九州道（清武～北郷間）芳ノ元トンネル新設工事

No.422

目 次

◇平成21年12月行事予定	1
◇平成22年1月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト登載項目案内(11月分)	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第8回常務理事会を開催!	3
2. 九州地方整備局との意見交換会を開催!	3
3. 平成21年度建設雇用改善推進表彰式開催される	4
4. 宮崎県中小企業融資制度のご案内～中小企業の資金繰りを応援します～	5
5. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業のお知らせ	6
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	8
2. 建設教育訓練助成金のご案内	10
◇協同組合	
1. 金融事業のご案内	12
◇技士会	
1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!	13
2. 3回目の「監理技術者講習会」終わる	13
3. C P D S(継続学習制度)について!!	14
◇建退共	
1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識(シール)について	15
2. 建退共宮崎県支部取扱状況(10月分)	16
◇厚生年金基金	
1. 事業概況(10月分)	16
◇建災防	
1. 「年末年始建設業労働災害防止強調運動」の実施について!	17
2. 重大・死亡災害の発生について	19
◇火薬協会	
1. 火薬類の廃棄処理について	20
2. 今年最後の保安教育講習会について	20
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向(10月分)	21
◇試験・研修等のご案内	
1. 平成21年度2級建設業経理士「受験準備講座」のご案内	22
2. 緑復元・講演会のご案内	23

平成21年12月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木	九州建設業協会総務・経理担当職員研修会（鹿児島）	現場所長研修（宮崎） 基金企業年金連合会九州地方協議会宮崎部会（宮崎）	
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	建設業振興基金業務説明会（東京）		
8	火		職長・安全衛生責任者教育 (9日まで延岡)	
9	水	建設業情報化セミナー（日向）		
10	木	建設業情報化セミナー（宮崎）	基金九州ブロック建設業厚生年金基金連絡協議会常務理事会議（福岡）	火薬保安講習（宮崎）
11	金	県議会11月定例議会閉会	高所作業車運転技能講習 (13日まで清武)	
12	土			
13	日			
14	月	全国技士会実務担当職員会議（東京）		
15	火		専門工事業者安全管理担当者研修会（木花）	火薬類保安協会全国会長会議
16	水	常務理事会	基金納入告知書発送	
17	木	全国建設産業団体連合会専門工事業部会（東京） 変貌する入札制度への対策セミナー（宮崎）		
18	金	宮崎県建設業協会青年部連合会と 県土整備部との意見交換会 変貌する入札制度への対策セミナー（延岡）	基金企業年金連合会支払保証事業運営委員会（東京）	
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水	天皇誕生日	天皇誕生日	天皇誕生日
24	木			
25	金			
26	土			
27	日			
28	月	仕事納め	仕事納め	仕事納め
29	火			
30	水			
31	木			

平成22年1月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金			
2	土			
3	日			
4	月	商工会議所 新年賀詞交歓会		
5	火			
6	水			
7	木			
8	金		小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（9日まで清武）	
9	土			
10	日			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（11月分）

【ホームページ】

項目		所管	形式
1	2級建設業経理士「受験準備講習会」の開催について (会場：宮崎県建設会館)	宮崎県建設業協会	PDF
2	九地整主催「内部統制ガイドライン、瑕疵担保履行法に関する説明会」 のご案内(会場：福岡)	九州地方整備局	PDF
3	21.11.1「農業土木工事共通仕様書」の一部改正（3回目）について	宮 崎 県	PDF
4	「四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約書類改正、同解説書改訂」「民間（旧四会）連合協定 工事請負契約約款改正、同解説書改訂」に伴う建築士事務所の開設者等への周知に関する講習会開催のご案内	宮 崎 県 建築士事務所協会	PDF
5	国土交通省主催 建設業電子商取引体験講習会の開催（開催地：福岡）	九州地方整備局	PDF
6	建築基準法等の円滑な施行に関する説明会のご案内 (4会場：宮崎、日南、都城、延岡)	宮 崎 県	HTML

県協会 会員の動き

(11月1日～30日)

【退会】

地区(市)名	会社名	代表者名
日 南	落丸建設(有)	落丸 弘
	(株)東海興業	東濱勝己

宮崎県建設業協会

1. 第8回常務理事会を開催！

第8回常務理事会が、平成21年11月20日（金）午後1時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において開会された。

議題については次のとおり

- 1) 新規会員加入について
- 2) 日本創造研究会特別セミナーについて
- 3) 上半期の事業並びに決算報告について
- 4) 組織活性化に向けた会員及び会費のあり方について
- 5) 当面の要望・陳情対応について
- 6) 次回常務理事会
- 7) その他



新規加入会員として、西都地区より株末吉建設（代表取締役 末吉徳広 西都市）の推薦があり、全会一致で加入承認された。

また、組織の活性化については、当協会で問題視されている地区限り会員について、県協会への加入、会費のあり方など活発な議論が交わされたが、次回会議に持越しされた。

最後に、舗装・法面・港湾協会との4団体トップ会談について報告があったが、それぞれの組織・団体で活動しているため、他団体からは統合等含めて難しいとの結果報告がなされた。

2. 九州地方整備局との意見交換会を開催！

(社) 宮崎県建設業協会の常務理事会は、去る11月11日（水）、宮崎県建設会館5階「会議室」において、九州地方整備局（企画部：清水企画部長はじめ6名、建政部：中島建政部長はじめ4名、宮崎、延岡河川国道事務所長）と下記の項目について意見交換を行った。

意見交換会項目

- 1) 適正な入札契約制度について
- 2) 工事現場における適切な施工管理による品質確保の推進について
 - ①いきいき現場づくりの更なる徹底に向けて
 - ②適切な施工管理の徹底について
- 3) 適正な元下契約について
- 4) その他

上記項目のほか、書類の簡素化、資材の前払い、若年技術者離れ、見積単価の公表等、双方で活発な意見が交わされた。



3. 平成21年度建設雇用改善推進表彰式開催される

11月18日、平成21年度建設雇用改善推進表彰式が、宮崎労働局、宮崎県、雇用能力開発機構宮崎センターと（社）宮崎県建設業協会の4者共催で、「仕事のエネルギーは、明るい職場から。」をスローガンに、建設労働者の雇用の改善に努力され、その成果を上げられた事業所並びに功績のあった功労者に対して、県知事表彰、県建設業協会会長表彰、県建設産業団体連合会会長表彰が、県庁本館2階講堂で行われた。

表彰式は、まず主催者を代表して、東国原県知事が「落札率が19年度は83%台、昨年は84%台、今年は、最低制限価格を引き上げたこともあり、第2四半期で88%台になっているが、今、これを90%台になるように検討している。また、仕事をとる業者、とらない業者と格差があり、このことについても検討している状況である。我々も健全な建設業界の育成に尽力していきますので、今後とも皆さんのご理解、ご協力をお願いしたい。」と挨拶され、下記事業所、功労者に対して表彰が行われた。

また、来賓を代表して、中村県議会議長が「建設業界の状況は深刻。倒産を防ぐ努力をしないといけない。いつか春が来ると信じ頑張っていただきたい。」と祝辞を述べた。

受賞者は次のとおり。



【宮崎県知事表彰】

株川上土木 代表取締役 川 上 淳（宮崎市）

【宮崎県建設業協会会長表彰】

◆優良事業所表彰

河野建設（株） 代表取締役 河野 孝文（西米良村）
（株）尾鈴建設 代表取締役 勢井 政俊（高鍋町）
（株）工藤興業 代表取締役 工藤 勝利（高千穂町）

◆功労者表彰（個人）

後藤啓嗣〔（株）伸東建設 代表取締役（宮崎市）〕
谷口信幸〔（株）谷口重機建設 代表取締役（日南市）〕
相生秀樹〔（株）相生組 代表取締役（椎葉村）〕

◆若年功労者表彰（個人）

餅井辰徳〔（株）餅井建設（都城市）〕
井上浩孝〔（有）河野産業（小林市）〕
寺田武志〔（株）寺田建設（宮崎市）〕
渡邊祐児〔（株）日新興業（延岡市）〕

【宮崎県建設産業団体連合会会長表彰】

◆優良事業所表彰

（株）コダマ設備工業 代表取締役 児玉 義男（日向市）
（有）一功建築設計事務所 代表取締役 富永 和則（日南市）

◆功労者表彰（個人）

久保勇〔（株）久保電業 代表取締役会長（都城市）〕
戸高望〔（株）大淀開発 代表取締役副社長（都城市）〕

4. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ~中小企業の資金繰りを応援します~

平成21年10月20日現在

セーフティネット貸付

対象業種を781に拡大

新型インフルエンザにも対応

据置期間の延長

信用保証料の軽減

★ 借換・一本化にも対応！(制度や返済期間等によって一部借換・一本化できない場合もあります。)

○ 売上の減少や、取引企業の倒産に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、最近3ヶ月間の平均売上高または平均販売数量(建設業にあっては完成工事高または受注高)が前年同期比3%以上減少している方や、平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している方
- ② 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できない方
- ③ 緊急保証制度の対象業種(※1)に該当し、新型インフルエンザの影響により、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期比3%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間でも3%以上の売上高等の減少が見込まれる方

※1 緊急保証制度に基づいて、現在、産業用ロボット製造業、音楽・映像記録物販賣業、貸衣じよう業、映画館、劇場などが追加され781業種が指定されています。
(主な対象特定事業は、土木・建築工事業、各種製造業、飲食店、卸売業、小売業、サービス業などです。)

④ 国が指定する大型倒産企業(※2)に50万円以上売掛金債権等をもっている方

※2 宮崎県内の企業では、江藤産業(株)、南栄工業(株)の2社が指定されています。(平成21年10月20日現在)

★ 融資対象者であることについて、市町村長の認定を受ける必要があります。

※ 認定申請に必要な書類は、認定要件(業種、売上高等)が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円

(組合は8,000万円)

融資期間 10年(うち据置期間2年)以内

融資利率 年1.80%～2.30%

信用保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・借入申込書(保証協会又は取扱金融機関の様式)
- ・セーフティネット認定書
- ・市町村民税が完納されていることの証明書
- ・決算書、残高試算表、商業登記簿謄本等

○ 経営の安定や改善を図りたい方は

経済変動・災害対策貸付

融資対象者

- ① 売上または利益が前年同期比で3%以上減少している方
- ② 売上高に占める石油関連の経費の割合が直近の決算日において5%以上となっている方(取扱期間は平成22年3月末日までです。)
- ③ 再生手続きの開始申立等を行った事業者に対して売掛金債権等をもっている方など

融資限度額 設備資金 5,000万円
(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円

(組合は8,000万円)

融資期間 10年(うち据置期間2年)以内

融資利率 年2.00%～2.50%

信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 経営支援チームの経営指導を受け、経営再建を図りたい方は

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 建設産業等地域力連携強化事業による(経営支援チーム)助言を受けた方
- ② 「建設産業支援対策事業」または「建設産業経営基盤強化支援事業」による補助金の交付を受けた方

融資限度額 1,250万円(設備・運転資金の合計)

融資期間 7年(うち据置期間1年)以内

融資利率 金融機関所定金利(5.0%以内)

信用保証料率 年0.35%～1.00%

○ 保証付き債務を一本化し、月々の返済を軽減したい方は

経営再建等支援貸付(借換)

融資対象者

- ① 信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図りたい方

融資限度額 5,000万円(設備・運転資金の合計)
(追加融資を含め限度額以内)

融資期間 10年(うち据置期間1年半)以内

融資利率 年2.10%～3.00%

信用保証料率 年0.45%～1.65%

※各制度に関するお問い合わせは

宮崎県経営金融課 金融担当 0985-26-7097

日南県税・総務事務所 商工労政担当 0987-22-2636

都城県税・総務事務所 商工労政担当 0986-23-4518

延岡県税・総務事務所 商工労政担当 0982-33-2862

宮崎県信用保証協会 本所 0985-24-8253 支所 0982-34-8862

県内各商工会議所、商工会、県内各金融機関

5. 株建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業のお知らせ

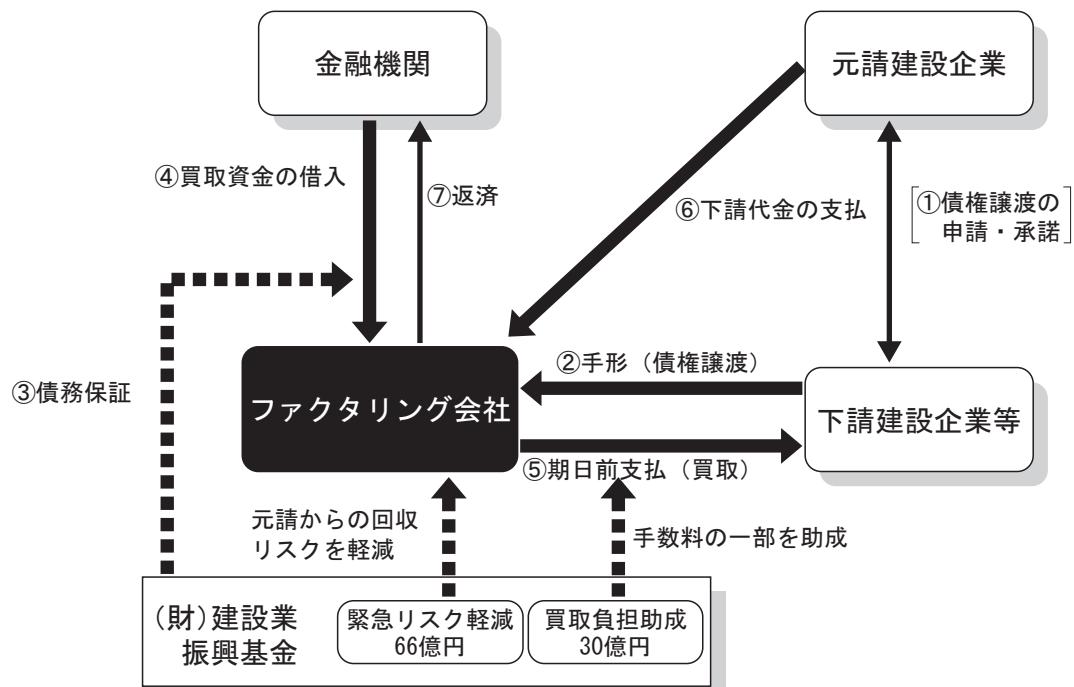
1 事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2 事業の概要等

- ・ 国土交通省は、今年度第一次補正予算にて、一次下請建設企業・資材会社（以下、一次下請建設企業等）の経営安定化対策として「下請資金繰り支援事業」を創設。（平成23年3月末までの時限措置）
- ・ 補正予算額は、緊急リスク軽減66億円、買取負担助成30億円の計96億円。第一次補正予算は5月29日に成立。
- ・ 一次下請建設企業等の保有する債権（手形主体を想定）をファクタリング会社が買い取るスキームを活用し、①債権買取の際の一次下請建設企業等の手数料負担、②債権買取後の元請企業からの回収不能リスクを軽減するための助成を、それぞれ国費（96億円）で賄う仕組み。
- ・ また、ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るために、債権買取資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を実施
- ・ 上記、助成や債務保証は（財）建設業振興基金が実施主体となる。
- ・ （株）建設総合サービスはファクタリング事業をすでに実施しており、国土交通省の要請を受け、本事業へ参入。

<概要図>



3 事業の内容

事業実施期間	平成21年7月1日～平成23年3月31日	
対象となる債権	元請建設企業を債務者、一次下請建設企業等を債権者とする建設工事に関するもの（手形主体）	
債権買取限度額等	<p>項目</p> <p>(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲</p> <p>(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額 <p>(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額 <p>(4) 債権買取の際の設定利率の上限</p> <p>(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）</p>	<p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。 ・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、（財）建設業振興基金が定める。 ・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。 ・15%（年率）を上限。 ・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。
金利負担助成	買取料率（年率）の2分の1（ただし年率3%を上限）	
損失補償の割合	回収困難となった債権の額面95%を（財）建設業振興基金から補償	
対象となる元請建設企業	①当年度又は前年度に公共工事の受注実績がある企業 ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされていない企業 ③手形交換所の取引停止処分を受けていない企業等	
対象となる一次下請建設企業等	資本の額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の中小・中堅企業等で、以下の者とする <ul style="list-style-type: none"> ①元請建設企業と下請契約を締結した一次下請建設企業 ②元請建設企業に建設工事に関する資材を提供する資材会社（元請建設企業と直接の契約関係を有する者に限る） 	

～お問い合わせ～ 下請資金繰り支援事業

西日本建設業保証(株) 0985-24-5656
 (株)建設総合サービス 06-6543-2843
 ※ファクタリング事業専用ダイヤル

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

- 例えは
- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
 - 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに賃金の一部が支給されます。

(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、賃金上限5000円／1人1日（6日分を限度）)

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

- 例えは
- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力をアピールするもの)
 - 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

3 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

- 例えは
- 高年齢労働者等に配慮した待遇制度（継続雇用制度等）や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

4 魅力ある職場づくりのための取組

- 例えは
- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
 - 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
 - 賃金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。

(支給額…経費の1/2相当額（100万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は隨時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例え** ●1ヶ月以上1年末満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

6 社会保険労務士等の利用

- 例え** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度）)

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談を行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
企業案内の作成経費 300,000円×2	300,000円×1/2=150,000円×2
シャワー室の設置経費	
65,000円(※イ)×6ヶ月=390,000円×2 ※イ)=1ヶ月当たりの賃料	390,000円×1/2=195,000円×2
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※ロ)×1回×2名=20,000円×3 ※ロ)=受講者（監理研修の受講者）の通常の賃料	10,000円(※ル)×0.8=8,000円 8,000円×5,000円(※ニ)のうち 5,000円(※ニ)×1回×2名=10,000円×2 (※ル)=開設審査した会社の1人当たりの平均賃料 (※ニ)=通常日額の支給額
合計	
実施経費 710,000円 (1+2+3)	助成額 355,000円 (1+2+3)

機構の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機間に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	クレーン運転実技教習
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械 （整地・運搬 ・積込用 及び掘削用）運転技能講習	
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が

助成

します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

仕事のエネルギーは、明るい職場から。

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目指し、登録教習機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

（今回の事例の内訳）

【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① （※イ）=1人当たりの受講料100,000円	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② （※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円>5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ （※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給限度額
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。

また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教習及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技規検定の事前講習等）について
 - 登録教習機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員賃金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも1ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期限を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

協 同 組 合

1. 金融事業のご案内

1 建設工事資金融資制度の概要・流れ

利用できる対象工事

県（特定・経常JVを含む）・市町村・公社等
国・公団・事業団等 の発注した公共工事

- ① 元請が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権を協同組合に譲渡する。
- ② 元請が、発注者に対して債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 元請が工事請負代金の債権を協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- ④ 協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑤ 協同組合は、発注者に対して譲り受けた工事請負代金の請求をする。
- ⑥ 発注者は、債権譲受人である協同組合に工事代金を支払う。

2 制度の手続き

- 所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけですので、手続きは簡単。必要書類用紙は、各地区（市）建設業協会にございます。
- 貸付金利は、貸付け金額に応じ、年2.2%～2.85%です。
※事務手数料0.07%～0.15%が加算されます。金利は情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1億円超
金利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

3 制度の特色

- *早い 借入申込後、数日で貸付けが受けられます。
- *便利 出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度も貸付が受けられます。

県・宮崎市・小林市発注工事については保証人不要です。
小林市発注工事においては、H21年10月1日より保証人が不要になり、県発注の手続き書類と同様になります。（工事履行報告書の提出が必須。）

上記以外にも、ご不明な点等がございましたら、お問合せください。

宮崎県建設事業協同組合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 『監理技術者の講習会』についてお知らせ!!

今年度、最後の『監理技術者講習会』の日程についてお知らせいたします。

下記のとおり21年度の講習会は残り「1回」となりました。更新期にきている方は必ず受講してください。現在技士会で受講申し込みを受け付けております。

【C P D S 認定講習会】

日 程	会 場
平成22年 2月10日 (水)	「宮崎県職業能力開発協会」 宮崎市学園木花台

申し込み 宮崎県土木施工管理技士会 TEL 0985-31-4696 FAX 0985-31-4697

監理技術者講習とは

監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日において、講習を終了した日から「5年」を経過することのないように監理技術者講習を受講していかなければなりません。

登録講習機関が実施した講習の修了者に対して受講を証明する「監理技術者講習修了証」が交付されます。

発注者から修了証の提示を求められることがありますので監理技術者資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

「業法第26条」

2. 3回目の「監理技術者講習会」終わる

平成21年度第3回「監理技術者講習会」を、去る平成21年11月18日（水）に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催いたしました。多数の方々が熱心に受講されました。



宮崎県においては、平成22・23年度の「入札参加資格審査基準」が見直され、技術等評価数値の技術力・経営力による評価の②技術者の継続雇用状況で「監理技術者資格者証及び同講習修了証を保有している者」には今回「8点」の加点を頂けるようになりました。

1級土木施工管理技士「7点」・2級土木施工管理技士「3点」となっております。

大臣認定においては、今年度から（平成21年9月24日）技士会での講習会を受講出来るようになりましたのでお知らせいたします。どしどし参加してください。

3. CPDS（継続学習制度）について!!

この制度は、県技士会や各支部が主催または共催で開催する講習会や見学会参加等や、技士会主催・共催する以外の機関への個人参加、技術論文の発表などを対象として、別に定めた様式により認定申請する事により取得単位（ユニット）として認定して累積加算（加算有効期限5年）管理されるシステムです。

施工技術を適正に保つには、継続的学習（CPDS・・学習経歴）が必要です。

最近の急激な科学技術の進歩により施工法も進歩し、国民の価値観も変わり公共的事業に携わる土木施工管理技士の、資格取得後の組織的計画的な継続学習が不可欠であります。

各支部におかれましても、会員の皆様に周知していただき積極的に活動していただくようお願いいたします。

CPDSの目的

土木施工に携わる技術者の資質および技術力の維持・向上を図り、公共的土木工事の適正な施工による良質な工事品質の確保と、努力する技術者の高い評価による社会的地位の向上を目的としています。

1. CPDSの目的は次のとおりです。

- ① 努力する技術者の評価
- ② 土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③ 施工管理学習の体系化

2. CPDSの目標メリットは次のとおりです。

- ① 経営事項審査の技術力評価への加算
- ② 工事専門分野毎への工事実務経験として換算
- ③ 技術検定の受検資格要件である実務経験年数の短縮

チャンスを逃がすな、まず決断せよ。石橋を叩くのはそれからだ

建退共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）について

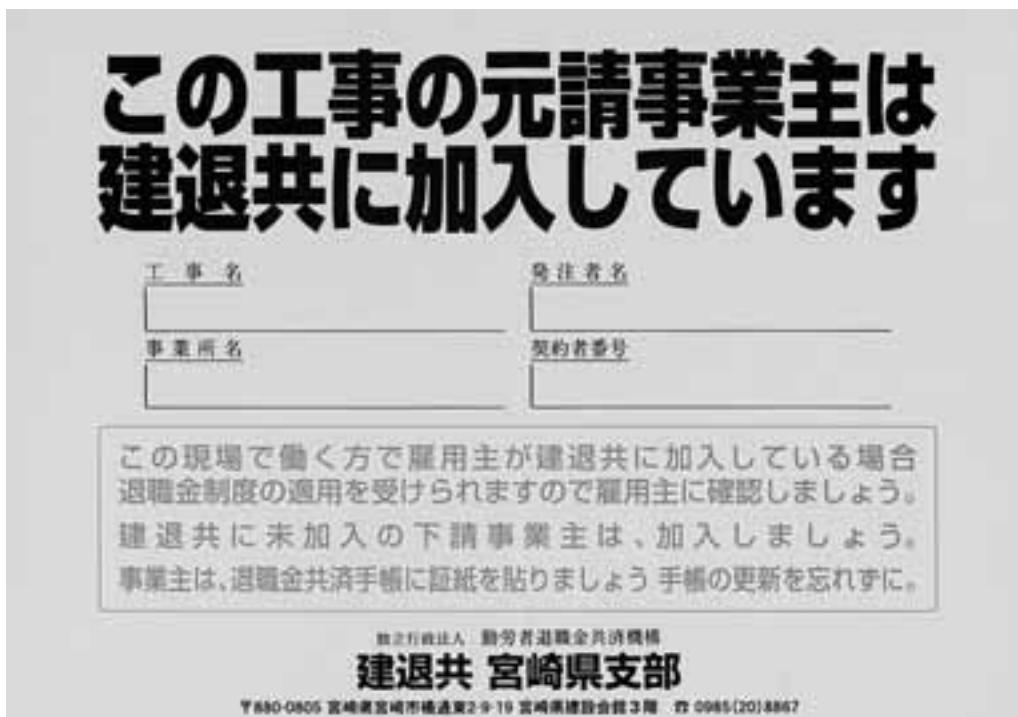
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）（以下「現場標識（シール）」といいます。）の掲示については、「建退共制度改善方策について」（平成11年3月18日労働省、建設省、建退共本部）において、「加入促進強化、制度の周知徹底を図る」ため、現場標識（シール）を定め、掲示の普及を進めることとされました。

最近では、工事施工体制の検査等の際、この現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除きます。）又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

発注者から掲示を求められた場合には、現場事務所や工事現場の出入り口等、見やすい場所に現場標識（シール）の掲示をお願いします。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）



- ★ 建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
- ★ お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（10月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
9月末計	社 3,401	名 47,411
加入	10	164
脱退	42	157
10月末計	3,369	47,418

区分 月別	手帳更新 状況	退職金支給状況		掛金収納状況 (9月分)
前年度累計	冊 364,848	件 39,788	千円 22,771,808	千円 110,436,046
当月分	858	149	89,198	93,454
本年度分	5,562	1,262	993,705	346,587
累計	370,410	41,050	23,765,513	110,782,633

注：掛金収納額は21.9月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（10月分）

1. 適用

（平成21年10月末現在）

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
360社	3,948	621	4,569

2. 給付

裁定状況

（平成21年10月末現在）

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	9	6,058,000	67	34,029,800
第2種退職年金	14	1,708,300	182	37,471,700
選択一時金	12	6,918,100	74	47,341,200
脱退一時金	20	3,292,600	188	35,998,000
遺族一時金	0	0	4	2,052,400

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成21年10月末現在）

信託資産	13,388,764,143 円
合計	13,388,764,143 円

建 災 防

1. 「年末年始建設業労働災害防止強調運動」の実施について！

公共工事等の最盛期で労働災害の多発が懸念される年末年始の祝祭日をはさんだ期間（平成21年12月1日～平成22年1月31日）に「年末年始建設業労働災害防止強調運動」が今年度も展開されます。

会員各位におかれましては、本運動の目的を達成するために「建設業労働災害防止強調運動要綱」に基づいた経営首脳による工事現場等の安全パトロールを実施して頂き、「危険ゼロで労働災害のない明るい職場」の形成をお願いします。

平成21年度 年末年始建設業労働災害防止強調運動実施要綱

1 目 的

県内の建設業における労働災害の死亡者数は、平成11年から平成14年までの間は10人台で推移し、平成15年以降は一桁台で増減を繰り返していたが、平成20年は過去最小の1人となり、平成21年も11月10日現在で1人となっている。平成11年から平成20年までの10年間で見ると、建設業の死亡者数は全産業の40%（76人）を占め、その内訳は、建設三大災害（墜落・転落災害、車両系建設機械等災害、地山崩壊等災害）で約60%（45人）、交通労働災害で約12%（9人）となっている。時期的には、年末年始と夏場に多発傾向が見られる。

このため、公共工事の最盛期で、死亡災害が多発している年末年始の祝祭日をはさんだ期間に、関係行政機関及び関係団体が連携して、年末年始建設業労働災害防止強調運動を展開し、建設三大災害や交通労働災害等に係る労働災害防止対策の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成21年12月1日から平成22年1月31日

3 実施機関

厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

国土交通省九州地方整備局

（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所）

農林水産省九州農政局

（都城盆地農業水利事業所、尾鈴農業水利事業所、西諸農業水利事業所、綾川二期農業水利事業所）

宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局）

建設業労働災害防止協会宮崎県支部

建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部

4 実施事項

（1）厚生労働省宮崎労働局

（宮崎労働基準監督署、延岡労働基準監督署、都城労働基準監督署、日南労働基準監督署）

・事業主団体等に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」への協力要請

・各種会議等における建設三大災害防止対策徹底の要請

・安全パトロール等の実施

・ポスター掲示による労働災害防止対策の啓発

・ホームページを活用した労働災害防止対策の周知

・現場代理人による「安全現場宣言」運動の推進

・足場等に係る改正労働安全衛生規則の周知

-
- (2) 国土交通省九州地方整備局
(宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、宮崎港湾・空港整備事務所)
 - ・施工業者に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」に対する協力要請
 - ・施工計画における安全管理対策徹底の指導
 - ・安全パトロールの実施
 - ・現場における安全対策の確認指導
 - ・工事検査時での安全・訓練等の実施に関する施工業者への指導徹底
 - ・ポスターの掲示
 - (3) 農林水産省九州農政局
(都城盆地農業水利事業所、尾鈴農業水利事業所、西諸農業水利事業所、綾川二期農業水利事業所)
 - ・施工業者に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」に対する協力要請
 - ・施工計画における安全管理対策徹底の指導
 - ・安全パトロールの実施
 - ・現場における安全対策の確認指導
 - ・工事検査時での安全・訓練等の実施に関する施工業者への指導徹底
 - ・ポスターの掲示
 - (4) 宮崎県（県土整備部、農政水産部、環境森林部、企業局）
 - ・施工業者に対する「年末年始建設業労働災害防止強調運動」に対する協力要請
 - ・施工計画における安全管理対策徹底の指導
 - ・安全パトロールの実施
 - ・現場における安全対策の確認指導
 - ・工事検査時での安全・訓練等の実施に関する施工業者への指導徹底
 - ・ポスターの掲示
 - (5) 建設業労働災害防止協会宮崎県支部
 - ・安全パトロール等の実施
 - ・事業者に対する労働災害防止対策徹底の要請
 - ・ポスター・パンフレット等の作成・配布
 - (6) (社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
 - ・検査時等における災害事例集・パンフレット・月例点検表等の配布
 - ・事業場が実施する安全教育に対する協力
 - (7) 事業場の実施事項
 - ・現場代理人による「安全現場宣言」運動の実施
 - ・安全管理体制の確立と安全管理者等の職務の完遂
 - ・経営首脳、安全管理者等による安全パトロールの実施
 - ・建設三大災害防止のための安全点検・改善の実施
 - ・安全衛生教育の実施
 - (8) 機械等貸与者の実施事項
 - ・車両系建設機械貸与時における運転資格等の確認
 - ・災害事例・パンフレットの配布等による労働災害防止対策の啓発

5 労働災害防止対策における重点事項

- (1) 墜落・転落災害防止対策
 - ・計画段階における墜落防止対策の検討
 - ・墜落危険箇所における足場先行工法・手すり先行工法による足場の設置及び足場設置の困難な場所における安全ネット等の使用

-
- ・足場等に係る改正労働安全衛生規則の遵守
 - ・足場と躯体で墜落のおそれのある箇所におけるブランケット足場の設置
 - ・足場の組立て等作業主任者の選任と職務の遂行
 - ・適正な昇降設備の設置
 - ・適正なはしご・脚立の使用及びはしごの転移防止措置の徹底
 - ・開口部の養生
 - ・安全帯、保護帽の着用
- (2) 車両系建設機械災害防止対策
- ・作業開始前における作業計画の作成等事前検討の徹底
 - ・車両系建設機械の作業半径内など接触するおそれのある箇所への立入禁止措置等の徹底
 - ・車両系建設機械の運行経路と通路の分離
 - ・路肩の崩壊防止、幅員の確保、ガードレールの設置など路肩の表示等の徹底
 - ・安定度、最大使用荷重等の遵守
 - ・車両系建設機械の用途外使用禁止の徹底
 - ・クレーン機能付車両系建設機械の適正な使用
 - ・転倒時保護構造を備えた車両系建設機械運転中のシートベルトの着用
 - ・無資格運転禁止の徹底
 - ・車両系建設機械管理の徹底
 - ・特定自主検査等定期自主検査の実施
- (3) 地山崩壊等災害防止対策
- ・作業計画（土止め支保工の組立図を含む。）の作成
 - ・上下水道工事における土止め先行工法の実施
 - ・土止め支保工の設置及び土止め支保工作業主任者の選任と職務の遂行
 - ・安全な勾配による施工及び地山掘削作業主任者の選任と職務の遂行
 - ・作業開始前等における地山の点検の実施
- (4) 交通労働災害防止対策
- ・交通労働災害防止のための管理体制等の確立
 - ・送迎の際の安全運行のための指示等適正な走行管理
 - ・自動車運転業務従事者の安全衛生教育及び運転者認定制度の導入
 - ・健康診断等の健康管理
 - ・交通労働災害防止に対する意識の高揚
 - ・過労運転防止対策の確立

2. 重大・死亡災害の発生について

県内の建設業における労働災害「死者ゼロ」の新記録を更新しておりましたが、残念ながら16ヶ月目前で途絶えました。

発生日時	発生場所	死傷者	事故の種類	発 生 状 況
平成21年11月 5 日 8時20分頃	西都市	男 1 名 (死亡 1)	交通事故	被災者は、2トンダンプトラックを運転して会社から工事現場へ向かっていたところ、左急カーブにおいて中央線をはみ出し、対向してきた4トントラックと正面衝突し、脳挫傷により死亡した。

火薬協会

1. 火薬類の廃棄処理について

火薬類を廃棄しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

実務では、火薬消費者が自ら廃棄処理を行うことは極めてまれであり、一般的には、各地区的農林振興局（知事）に「火薬類譲渡許可申請書」を提出し、許可を受けて、火薬類販売業者に処理を依頼しているのが実態です。

本県においては、平成14年に須木村のダム湖に多量のダイナマイトや雷管を投棄した事案が発生していますが、廃棄処理は、極めて大切でしかも非常に難しい作業であることから、経験豊かな者が作業に当る必要があります。

(1) 一般的な火薬類の廃棄方法

都道府県知事の許可を受ける必要があります。（火薬類取締法第27条）火薬類廃棄申請書を県（消防保安課）に提出。

(2) 廃棄場所

廃棄しようとする火薬類の全量が万一爆発した時でも他に危害を及ぼさないような広さが必要。

また、土堤、消火用ピット、防爆壁、鏡等を必要に応じて設けることが望ましい。

(3) 廃棄処理の方法

平成19年4月から国際的な取り決まりで「海洋投棄」が禁止され、現在は、火薬・爆薬の種類や成分、状態に応じて、燃焼処理、爆発処理、水溶解処理、化学分解処理が行われています。

2. 今年最後の保安教育講習会について

今年最後の保安教育講習会を12月10日（木）に開催しますので、今年が受講年となっており、まだ受講していない方は早めに受講申込をしてください。

日 時 12月10日（木）

10:00～（再教育） 13:00～（責任者、従事者）

場 所 宮崎市 宮崎県建設会館 5階会議室

種 別 再教育、責任者、従事者の保安教育講習会

申 込 先 宮崎県火薬保安協会（0985-25-4678）

なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（10月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成21年度	652	▲3.4%	16,382	▲15.5%	3,010	12.3%	98,900	7.8%
平成20年度	675	▲9.4%	19,390	▲5.9%	2,681	▲0.8%	91,738	5.6%
平成19年度	745	4.8%	20,598	▲0.8%	2,702	▲16.8%	86,871	▲23.1%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

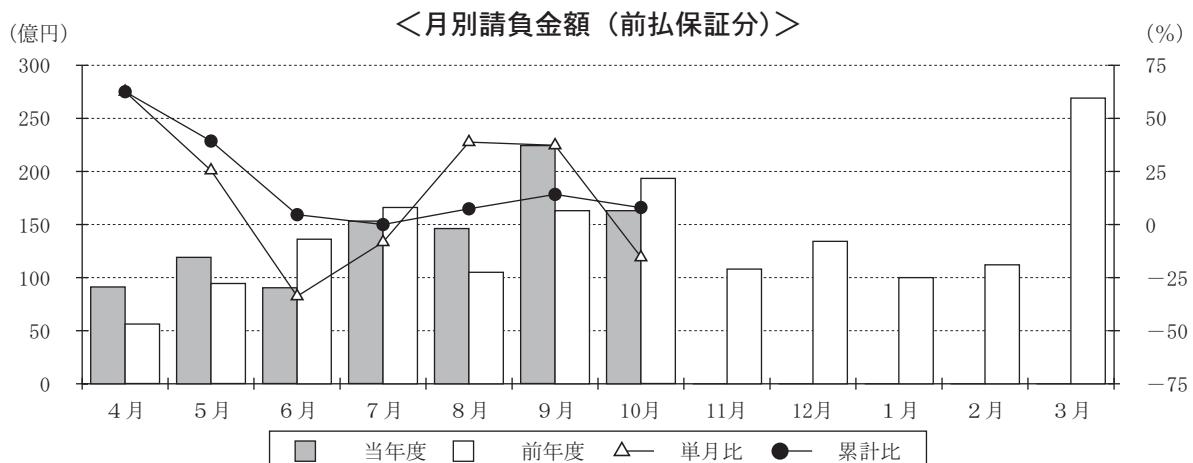
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	59	4,002	▲22.4%	24.4%	310	30,538	14.9%	30.9%
独立行政法人等	6	265	8.7%	1.6%	46	9,980	▲0.1%	10.1%
県	249	6,056	▲22.8%	37.0%	1,011	24,531	▲0.8%	24.8%
市町村	334	5,880	1.3%	35.9%	1,610	30,857	7.2%	31.2%
その他の	4	176	▲47.6%	1.1%	33	2,992	79.2%	3.0%
計	652	16,382	▲15.5%	100.0%	3,010	98,900	7.8%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	135	3,989	▲7.9%	24.3%	616	21,781	▲5.8%	22.0%
高 岡	17	705	28.6%	4.3%	114	2,552	▲6.3%	2.6%
西 都	38	738	▲46.1%	4.5%	167	3,329	21.8%	3.4%
高 鍋	26	606	▲38.3%	3.7%	164	13,125	154.9%	13.3%
日 南	47	995	▲40.4%	6.1%	208	6,457	▲18.4%	6.5%
串 間	28	601	127.6%	3.7%	93	1,727	36.9%	1.7%
都 城	110	1,828	▲25.1%	11.2%	376	9,473	0.4%	9.6%
小 林	71	2,198	0.3%	13.4%	325	8,671	27.1%	8.8%
日 向	76	2,573	72.8%	15.7%	391	9,895	▲24.5%	10.0%
延 岡	61	1,530	▲49.3%	9.3%	326	17,340	10.9%	17.5%
西 臼 斧	43	616	▲43.1%	3.8%	230	4,545	18.8%	4.6%
計	652	16,382	▲15.5%	100.0%	3,010	98,900	7.8%	100.0%

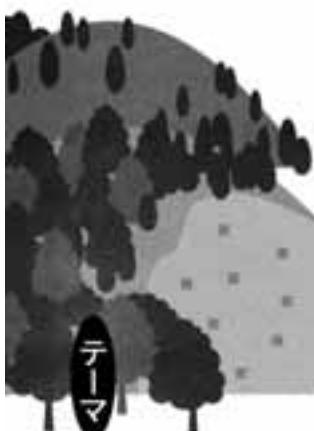


試験・研修等のご案内

1. 平成21年度2級建設業経理士『受験準備講座』のご案内

1. 申込期間 平成21年11月24日（火）～12月11日（金）
2. 学習期間
・予習添削：受講申込後教材到着日～1月12日（火）（自宅学習）
・会場での講義：1月13日（水）・14日（木）・15日（金）の3日間 9:30～16:30
(受講会場) 宮崎県建設会館5階 (TEL 0985-22-7171)
宮崎市橘通東2-9-19
・復習添削：1月16日（土）～3月11日（木）（自宅学習）
3. 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者
4. 受講料
(1) 受講料：42,000円（消費税・教材費8,400円含む）
(注)「平成21年度建設業経理検定試験3月14日（下期試験）」の受験申込みは別途（財）建設業振興基金へお申込みが必要です。当講座には検定試験申込み及び受講料は含まれておりません。
(2) 使用教材①「建設業会計概説2級」（定価2,940円）
②「建設業会計講習・自習用テキスト2級」（定価2,940円）
③「建設業経理検定試験問題集・解答と解説（上級）」（定価2,520円）
(3) 受講料徴収方法：
・建設産業振興センター宛に、同封の申込書をFAX送付。
・1週間以内に郵便局の代金引換郵便にて受講票、教材等を送付。
・郵便局員配達時に受講料の支払い。
5. 定員 30名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
6. 助成金：
①建設教育訓練助成金 第2種通信教育（同封の受講の手引き参照）
※建設教育訓練助成金（第2種通信教育）は、
・雇用保険料率が14/1000である中小建設事業主が受講料を全額負担した場合、受講料の50%が助成されます。
・助成金の申請には、当振興センター発行の講習修了証が必要です。講習修了証発行基準は、添削問題を6回中5回以上提出された方です。
・助成金申請の詳細は、必ず雇用・能力開発機構センター（TEL 0985-51-1511）へお問い合わせください。
②宮崎県建設業協会助成金 1万円（県協会会員限定）
7. 講師 (財)建設業振興基金 2級特別研修 講師経験者
8. 講座内容
- | 予習添削
(1回) | 自宅学習 | 第1回 | ・3級の復習と2級の出題範囲の学習 |
|--------------|-------|----------------|-------------------------------|
| 会場での講義 | 1月13日 | 9:30～
16:30 | ・3級の復習・工事原価の計算と工事間接費の配賦 |
| | | | ・主要取引の会計処理（その1） |
| | | | ・主要取引の会計処理（その2）・決算と財務諸表・本支店会計 |
| 復習添削
(5回) | 自宅学習 | 第2回 | ・検定試験対策 模擬試験問題① |
| | | 第3回 | ・検定試験対策 模擬試験問題② |
| | | 第4回 | ・検定試験対策 模擬試験問題③ |
| | | 第5回 | ・検定試験対策 模擬試験問題④ |
| | | 第6回 | ・検定試験対策 模擬試験問題⑤ |

2. 緑復元・講演会のご案内



生物多様性とのり面緑化

緑復元・講演会のご案内

生物多様性条約は、平成4年の地球サミットで、地球温暖化条約と共に提起され、我が国はその翌年に締結しています。その後、生物多様性国家戦略を決定し、施策を行ってきましたが現在、第3次同戦略(平成19年策定)が動いています。そこでは緑の保全・再生・創出のため、「道路整備における生物多様性の保全への配慮」がうたわれ、緑は道路空間の主要構成要素として位置づけられています。

研究会「緑復元・イノベーション」は、緑化に関する大学の知と企業の技術を融合・発展させて、地域資源を活用した緑復元技術を開発する事を目的として、平成19年に発足しました。それ以来、各種廃棄物の再利用やエネルギー化等の研究を通じて、緑復元の活動を行っています。

今回、その一環として下記のような講演会を企画致しました。是非、ご来場下さい。生物多様性時代における道路のあり方、法面緑化のあり方について、お互いに考えて行きたいと願っています。

平成21年12月18日(金)

午後1時15分～4時30分

会場：宮崎県建設技術センター 大会議室

清武町大字今泉丙2559-1 TEL.0985-85-1515

無料

駐車場あり



プログラム

13:15 開会

13:20 開会の挨拶

研究会会长(宮崎大学特任教授 工学博士) 横田 澄

13:40 「のり面緑化における生物多様性への配慮について」

研究会副会長(宮崎大学農学部教授 農学博士) 西脇 亜也

14:20 休憩

14:40 「国道220号における老朽化モルタル法面の緑化型補修事例」

国土交通省宮崎河川国道事務所 道路管理第二課長 國田 宣昭

15:20 「高速道路における法面緑化」

NEXCO西日本宮崎工事事務所 工事長 後藤 順治

16:00 質疑

16:30 閉会

主催 研究会「緑復元・イノベーション」、NPOみやざき技術士の会

後援 国土交通省宮崎河川国道事務所、宮崎県、NEXCO西日本宮崎工事事務所、(財)宮崎県建設技術推進機構
(社)宮崎県建設業協会、(社)宮崎県測量設計業協会、(社)宮崎県法面保護協会

なお、本講演はCPD取得の対象となっています。

お問い合わせ

株式会社ジオセンターエム 満倉忠勝 宮崎市大学生目4566番地8
電話.0985-48-5050 FAX.0985-48-3948 Eメール:mitsukura@gcm.co.jp

安心、ひろがる。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度

建設共済



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

Tel.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>